

## 仕様書

## 1 事業・委託業務名

令和6年度チャレンジマインド育成事業 動画作成 業務委託

## 2 事業目的

- 急激に変化する社会に柔軟に対応する力と態度を身につけるために、児童生徒のチャレンジマインドの育成を図るとともに、より質の高いキャリア教育を目指す。
- 職業探究プログラムや、起業家による講話を通して、児童生徒が自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年8月30日まで

## 4 実施対象校

福岡市立小・中学校

## 5 委託業務の内容

小学校向けとして、社会人の現場で働く様子及びチャレンジを続けている方の声を、総時間5分程度（必要に応じて分割したもの）の動画に収録し、45分×5コマ授業における動画活用案を作成する。作成本数は、以下の職業分類に該当する5本とする。

中学校向けとして、起業家による「社会人講話」を、総時間20分程度（必要に応じて分割したもの）の動画に収録し、90分×2コマ授業における動画活用案を作成する。作成本数は、以下の職業分類に該当する3本とする。

小学校	保安職業従事者 生産工程従事者 輸送・機械運転従事者 建築・採掘従事者 運搬・清掃・包装等従事者
中学校	管理的職業従事者 事務従事者 農林・漁業従事者

(1) 社会人・起業家の確保

(2) 講話と授業における動画活用案の企画

教育委員会と打ち合わせの上で講話の内容と授業における動画活用案を決定。必要に応じ、授業で使用する資料作成。（受託者が教育委員会を訪問）

(3) 映像作成

動画作成に必要な撮影や映像素材作成を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(4) 編集

映像の加工・編集、テロップの付加などの編集作業を行う。完成までに福岡市による複数回の内容確認および修正指示の機会を設ける。

## 6 動画の構成イメージ

### <小学校>

(例) 「児童が自分や友達によさを考える」ことのできる構成のもの：3本

(例) 「児童が社会貢献の意味や価値を理解する」ことのできるもの：2本

構成例

時間の目安	講話の内容
2分	自己紹介、職業紹介
2分	仕事を始めたきっかけ 仕事をするうえで大切にしていること 等
1分	児童達に伝えたいこと

### <中学校>

(例) 「生徒が自分や友達によさを考える」ことのできる構成のもの：1本

(例) 「生徒が社会貢献の意味や価値を理解する」ことのできるもの：2本

構成例

時間の目安	講話の内容
7分	自己紹介、起業に至った経緯
5分	行き詰まった体験、乗り越えた方法・考え方
3分	中学生のころの自分
5分	生徒達に伝えたいこと

## 7 委託条件

- (1) 本事業を履行するにあたり、小・中学生が興味を持つ多様な8名の社会人・起業家を確保でき、児童生徒の興味関心に沿って話題提供ができるノウハウを有すること。
- (2) 児童生徒同士の交流を取り入れる授業を想定して、担任によるファシリテーションを導入した授業案を構成できるノウハウを有すること。
- (3) 令和6年8月30日（金）までに、8本納品すること。
- (4) 動画形式MP4、画面サイズ16：9、解像度1280×720で動画作成。

## 8 成果物

(1) 納品物

- ・動画データ（DVD）※ただし容量が大きい場合は他のメディアでも可
- ・授業における動画活用案データ（Word形式またはExcel形式で電子データで納品）
- ・その他、福岡市教育委員会と協議し、決定したもの。

## 9 著作権等について

- (1) 本業務により作成された成果物の所有権、著作権その他の権利は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、福岡市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。
- (3) 本件動画について、業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。